

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業
ごかりんクラブ飲食店応援事業募集要項
【飲食店用】

- 1 目的 新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受けた、町内飲食店を支援すること、またごかりんクラブアプリで五霞町のファンを増やし交流人口の増加を図ることを目的とする。
- 2 対象 飲食店は、五霞町商工会会員の飲食店で本事業への参加申込をした事業者とする。
- 3 申込み 飲食店は、別紙1参加申込書を令和3年11月30日(火)午後5時までに提出すること。提出後、書類を審査し不備がなければ町公式ホームページに掲載をする。
- 4 食事券 食事券が使える期間は、令和4年1月から2月28日(月)までとし、それ以降は使用できないものとする。
食事券が使える飲食店は、町公式ホームページ「ごかりんクラブ飲食店応援事業」に掲載されている飲食店に限る。
食事券を使用しての飲食は、500円の食事券1枚で500円相当として利用できる。また、1度に複数枚の食事券を使用することもできる。なお、500円以下の飲食の場合、おつりはでないものとする。
例：300円の飲食に500円食事券1枚、差額分200円は出ない。
1,200円の飲食に500円食事券3枚、差額分300円は出ない。
※500円食事券2枚+現金200円の対応はできる。
※他の方に権利を譲渡することはできません。
- 5 精算 飲食店の精算は、令和4年3月1日(火)から3月11日(金)までの開庁日及び開庁時間内の期間に、五霞町役場まちづくり戦略課にて別紙2精算書及び食事券の提出をして精算をすること。
- 6 補助金 精算額に応じ指定された口座へ令和4年3月31日(木)までに補助金を交付します。なお、振込前に別途通知させていただきます。
また、この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業になりますので、使われなかった食事券または予算については、食事券の実績に応じて按分により補助金として追加交付させていただきくこともありますのでご了承ください。

7 問合せ 〒306-0392

茨城県猿島郡五霞町大字小福田 1162 番地 1

五霞町役場 まちづくり戦略課 広報戦略グループ

TEL 0280-84-1111 FAX 0280-84-1478

E-mail kikaku@town.goka.lg.jp

別紙 1

ごかりんクラブ飲食店応援事業
参加申込書

申込日：令和3年 月 日

ふりがな		
飲食店名		
ふりがな		連絡先 1 (携帯電話など)
申請者名		
住所 連絡先	〒306-	連絡先 2 (メールアドレス) 任意

参加申込みを希望する方は、E-mail, FAX, 郵送, 直接持参のいずれかの方により参加申込書を提出して下さい。

申込み期限は、令和3年11月30日(火)午後5時までになります。

書類を審査し不備がなければ、町公式ホームページ「ごかりんクラブ飲食店応援事業」に掲載し、参加決定とさせていただきます。

参加申込み・問い合わせ先

〒306-0392

茨城県猿島郡五霞町大字小福田 1162 番地 1

五霞町役場 まちづくり戦略課 広報戦略グループ

TEL 0280-84-1111

FAX 0280-84-1478

E-mail kikaku@town.goka.lg.jp

別紙 2

令和 4 年 3 月 日

五霞町長 染谷 森雄 様

飲食店名 _____
住 所 五霞町
申請者名 _____

ごかりんクラブ飲食店応援事業実績報告書兼請求書

ごかりんクラブ飲食店応援事業の実績について別添のとおり食事券を添付し報告するとともに、これに係る補助金を下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求

(1) 請求金額 一金 円

区 分	件 数	単 価	金 額 (円)
食事券		500円	

(2) 振込先

振込先口座	金融機関		銀行		支 店 支 所 出張所
	預金種目	普通	当座	その他()	
	口座番号				
	フリガナ				
	口座名義人氏 名				

※ 請求に際しては、必ず食事券を添付してください。